

品川区立品川歴史館専門委員設置要綱

制定 平成21年4月1日区長決定

要綱第316号

改正 平成27年2月9日部長決定

要綱第47号

改正 令和6年3月1日部長決定

要綱第43号

(目的)

第1条 品川区立品川歴史館(以下「歴史館」という。)の事業の基本的方針等に関する学術的・専門的な調査・研究を行い、歴史館の事業運営に資するため、品川歴史館専門委員(以下「専門委員」という。)を設置する。

(委員の委嘱)

第2条 専門委員は、専門分野別に学識経験を有する者のうちから区長が委嘱する。

2 専門委員は10人以内とする。

(職務)

第3条 専門委員は、次の各号に掲げる事項についての調査・研究の諮問を受け、これに対し学術的・専門的な見地から報告するものとする。

- (1) 歴史館の事業の基本方針に関すること。
- (2) 歴史館の展示および所蔵資料に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の会議)

第5条 区長は、必要に応じて専門委員の会議を招集することができる。

(委員)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の品川区立品川歴史館専門委員設置要綱に基づき品川区教育委員会に対して行われた申請その他の行為または品川区教育委員会が行った承認その他の行為は、この要綱に基づき区長に対して行われた申請その他の行為または区長が行った承認その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行により、教育委員会に登録した品川区立品川歴史館専門委員設置要綱(昭和60年11月1日教育長決定)は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。